

「退学願」提出についての注意

横浜商科大学 学務部

1) 退学に関する手続きについて

何らかの理由により、修学を断念する場合、下記の手順に従い退学の手続きを行います。人生を左右する大事な決断でもありますので、慎重に手続きをしてください。(手続き完了前であれば、いつでも退学を取り消すことができます)

事務局へ申出る

退学を希望する場合、事務局窓口へ申出てください。簡単に事情を聞きますので、「退学願」を受取り、退学面談の日取りを決定します。(この注意書を熟読の事)

退学面談の実施

意思確認と事情を伺う目的で、学生生活委員と面談をして頂きます。退学へ至る理由と今後の展望について質問し、よろず相談事にも応じますので、ここで対応できる問題であれば共に解決の道を探りましょう。

「退学願」及び「学生証」の提出

最終意思確認として、「退学願」を提出して頂きます。この「退学願」の提出をもって学生(本人)が行う手続きは終了します。また、同時に「学生証」を返却してください。万一「学生証」を紛失した場合には「学生証紛失届」を提出してください。

2) 退学処理について

退学手続きに関して、本学では と の段階を「相談」又は「迷い」の段階であると考えています。 の段階である「退学願」の提出をもって、本人及び保証人の最終意思決定と判断し、学籍処理を開始します。

なお、提出のあった「退学願」は事務手続の関係から、提出月の月末処理となります。学期の途中で退学する場合、処理月によっては授業料を還付できませんので、**書類の提出日にご注意**ください。全ての処理が完了すると、退学許可通知が送付されます。

以下の月日以降の処理となった場合、当該学期の授業料は還付できません。

前期の場合「5月31日以後の処理」

後期の場合「11月30日以後の処理」

3) 退学願の記入上の注意

以下の手順に従い、退学願を作成してください。

- 1、右上の年月日には、書類を提出する日を記入してください。
- 2、本文中の年月日には、書類提出月の末日を記入してください。
- 3、署名及び捺印は本人と保証人がそれぞれ行ってください。(印鑑も分けてください)
- 4、退学事由には以下の例を参考に、当てはまるものを記入してください。
経済的理由、 進路変更(学校)、 進路変更(就職)、 意欲喪失、
成績不振、 病気療養、 一身上の都合
- 5、大学に登録してある保証人が不明な場合には、問い合わせてください。通常は主たる学費負担者(父・母など)となっています。

以 上

平成 年 月 日

退 学 願

横浜商科大学長 殿

商 学 部	_____	学科
学 籍 番 号	_____	番
氏 名	_____	印

このたび、下記の事由により平成 年 月 日をもって
退学したいのでお願いいたします。

記

1. 退学事由 _____

2. 保証人氏名 _____ 印
3. 保証人住所 〒 _____
電話番号 _____

1. 保証人は必ず自署押印のこと。
1. 学生証を添付すること。